

# 不定期検査の位置付けに関する事項

## 改正規則

登録規則  
鋼船規則 B 編  
海洋汚染防止のための構造及び設備規則  
安全設備規則  
無線設備規則  
居住衛生設備規則  
船体防汚システム規則  
バラスト水管理設備規則  
冷蔵設備規則  
揚貨設備規則  
潜水装置規則  
自動化設備規則  
船橋設備規則  
機関予防保全設備規則  
総合火災制御設備規則  
船体監視システム規則  
荷役集中監視制御設備規則  
高速船規則  
フローティングドック規則

## 改正事項

不定期検査の位置付けに関する事項

## 改正理由

本会の規則においては、船級及び設備の登録を維持するための検査として、不定期検査を定めている。当該検査は、登録を受けた船舶又は設備が本会及び本会船級船の社会的信用を棄損する若しくは悪影響を及ぼす等、本会が船舶の船級登録及び設備登録が適当でないと判断した場合に、本会より当該検査が必要である旨通知を行い、船舶の所有者からの申込みに基づき実施するものである。

しかしながら、当該検査の位置付けについて、規則中に一部不明確な箇所があることから、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 不定期検査は登録を維持するための検査の一部である旨明確になるよう改めた。
- (2) 不定期検査実施の根拠が明確になるよう、各規則において船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件を参照するよう改めた。

## 改正条項

登録規則 3.2

鋼船規則 B 編 1.1.3

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2 編 1.1.2, 1.1.3

安全設備規則 2 編 1.1.2, 1.1.3

無線設備規則 2.1.1, 2.1.2

居住衛生設備規則 2 編 1.1.2, 1.1.3

船体防汚システム規則 2.1.1, 2.1.2

バラスト水管理設備規則 2 編 1.1.2, 1.1.3

冷蔵設備規則 2.1.2

揚貨設備規則 2.2.1, 2.2.2

潜水装置規則 2.1.2

自動化設備規則 2.1.2

船橋設備規則 2.1.2

機関予防保全設備規則 2.1.2

総合火災制御設備規則 2.1.2

船体監視システム規則 2.1.2

荷役集中監視制御設備規則 2.1.2

高速船規則 1.1.6

フローティングドック規則 2.3.5